

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>1. 快適トイレの仕様、対象工事等                      (1) 受注者は、次のアからサの仕様を満たすトイレを設置することを原則とする。また、シからツについては、満たしていればより快適に使用できる項目であり、任意とする。                      なお、男女ともに現場で働く場合は、男女別で各1台設置するものとする。  <b>【快適トイレに求める機能】</b>                      ア～カ (略)  <b>【付属品として備えるもの】</b>                      キ (略)                      ク <u>周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</u>                      ケ～サ (略)  <b>【推奨する仕様、付属品】</b>                      シ～ツ (略)                      (2)～(4) (略)</p> <p>2. 快適トイレの計上費用                      (1) 快適トイレの費用は、<u>57,000円</u>／基・月を上限に「積算上の差額」*を計上するものとし、<u>設置基数は、現場ごとに必要性を協議の上、決定する</u>ものとする。                      ※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を減じた額。                      (2) 計上費用は、「積算上の差額」と「<u>57,000円</u>／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。                      (3) ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、<u>入口別に57,000円</u>／基・月上限まで計上可能とする。                      (4) (略)  <b>【具体的な計上方法例】</b>                      ①実際に導入した快適トイレ費用 70,000円／基・月の場合（積算上の差額 60,000円）                      積算で計上する費用：<u>57,000円</u>／基・月                      ②実際に導入した快適トイレ費用 40,000円／基・月の場合（積算上の差額 30,000円）                      積算で計上する費用：30,000円／基・月                      ③実際に導入した快適トイレ費用                      一体型ハウス<u>で入口が2箇所</u> 100,000円／基・月の場合（積算上の差額 90,000円）                      積算で計上する費用：90,000円／基・月                      ④実際に導入した快適トイレ費用                      一体型ハウス<u>で入口が2箇所</u> 200,000円／基・月の場合（積算上の差額 190,000円）                      積算で計上する費用：<u>114,000円</u>／基・月</p> <p>3. 特記仕様書等記載例 特記仕様書等において、次の記載例を参考にして現場環境の整備に必要な費用について明示するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（記載例）                          第〇条 現場環境の整備（快適トイレ）                          本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する工事である。                          1. 内容                          受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。                          （12）～（18）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> </div>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>1. 快適トイレの仕様、対象工事等                      (1) 受注者は、次のアからサの仕様を満たすトイレを設置することを原則とする。また、シからツについては、満たしていればより快適に使用できる項目であり、任意とする。                      なお、男女ともに現場で働く場合は、男女別で各1台設置するものとする。  <b>【快適トイレに求める機能】</b>                      ア～カ (略)  <b>【付属品として備えるもの】</b>                      キ (略)                      ク <u>入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）</u>                      ケ～サ (略)  <b>【推奨する仕様、付属品】</b>                      シ～ツ (略)                      (2)～(4) (略)</p> <p>2. 快適トイレの計上費用                      (1) 快適トイレの費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額」*を計上するものとし、<u>男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。(102,000円／2基・月が上限)</u>                      ※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を減じた額。                      (2) 計上費用は、「積算上の差額」と「<u>51,000円</u>／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。                      (3) ハウス型等の<u>男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円</u>／基・月上限まで計上可能とする。                      (4) (略)  <b>【具体的な計上方法例】</b>                      ①実際に導入した快適トイレ費用 70,000円／基・月の場合（積算上の差額 60,000円）                      積算で計上する費用：<u>51,000円</u>／基・月                      ②実際に導入した快適トイレ費用 40,000円／基・月の場合（積算上の差額 30,000円）                      積算で計上する費用：30,000円／基・月                      ③実際に導入した快適トイレ費用  <u>男女別一体型ハウス</u> 100,000円／基・月の場合（積算上の差額 90,000円）                      積算で計上する費用：90,000円／基・月                      ④実際に導入した快適トイレ費用  <u>男女別一体型ハウス</u> 200,000円／基・月の場合（積算上の差額 190,000円）                      積算で計上する費用：<u>102,000円</u>／基・月</p> <p>3. 特記仕様書等記載例 特記仕様書等において、次の記載例を参考にして現場環境の整備に必要な費用について明示するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（記載例）                          第〇条 現場環境の整備（快適トイレ）                          本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する工事である。                          1. 内容                          受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。                          （12）～（18）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> </div>

【快適トイレに求める機能】

(1)～(6) (略)

【付属品として備えるもの】

(7) (略)

(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(9)～(11) (略)

【推奨する仕様、付属品】

(12)～(18) (略)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当(10,000円/基・月)を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場ごとに必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3 (略)

4. 配慮すべき事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

(1) 原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。

(2)～(7) (略)

(8) 性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することがないよう徹底する。

附 則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。

【快適トイレに求める機能】

(1)～(6) (略)

【付属品として備えるもの】

(7) (略)

(8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)

(9)～(11) (略)

【推奨する仕様、付属品】

(12)～(18) (略) 付

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当(10,000円/基・月)を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)\*までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)\*より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事等トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

3 (略)

4. 配慮すべき事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

(新設)

(1)～(6) (略)

(新設)